

教育委員会月報



文部科学省

特集

「新たな教師の学びの姿」の実現のための
全国教員研修プラットフォーム(Plant)を活用した対話と奨励
「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための
環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)
高校入試に係る手続きのデジタル化について
GIGAスクール自治体ピッチ第2弾を実施しました

Series

地方発! 我が教育委員会の取組

静岡県藤枝市教育委員会 / 香川県高松市教育委員会 /
青森県中泊町教育委員会



2024年7月10日発行 第76巻4号

2024 July



特集

- **「新たな教師の学びの姿」の実現のための**
● **全国教員研修プラットフォーム(Plant)を活用した対話と奨励**
● 総合教育政策局 教育人材政策課教員免許・研修企画室…………… 1
- **「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための**
● **環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)**
● 初等中等教育局 財務課…………… 4
- **高校入試に係る手続きのデジタル化について**
● デジタル庁 国民向けサービスグループ教育班…………… 7
- **GIGAスクール自治体ピッチ第2弾を実施しました**
● デジタル庁 国民向けサービスグループ教育班…………… 9

Series 地方発! 我が教育委員会の取組

- **スクールロイヤー**
● ~子どもが安心して学べる学校づくりに向けて~
● 静岡県藤枝市教育委員会…………… 11
- **「放課後ちょいスクール(Choice, Cool!)」の実施**
● ~教職員の主体性と同僚性を育み、研修観の転換を図る~
● 香川県高松市教育委員会…………… 15
- **メタバースを活用したオンライン英語教育**
● ~未来を見据えた新教育に取り組む~
● 青森県中泊町教育委員会…………… 20

特集
1

「新たな教師の学びの姿」の実現のための 全国教員研修プラットフォーム(Plant)を 活用した対話と奨励

1 はじめに

令和4年12月の中央教育審議会答申において「新たな教師の学び」とは、同審議会が令和3年1月の答申で示した新たな子供の学び、つまり「個別最適な学び」と「協働的な学び」とを一体的に充実した「主体的・対話的で深い学び」と相似形を成すものであり、教師自身の学び（研修観）についても、転換を図っていくことが示されました。こうした新たな教師の学びの実現に向けた方策として、①研修受講履歴記録の作成、②研修受講履歴等を手がかりとした資質向上のための対話と奨励が、昨年度より制度化されました。そして、その効率的・効果的な実現に資するよう、研修の受講や受講履歴記録の作成を一元的に行うことができる「全国教員研修プラットフォーム『Plant』」（以下「Plant」という）を構築しました。

2 Plant の機能

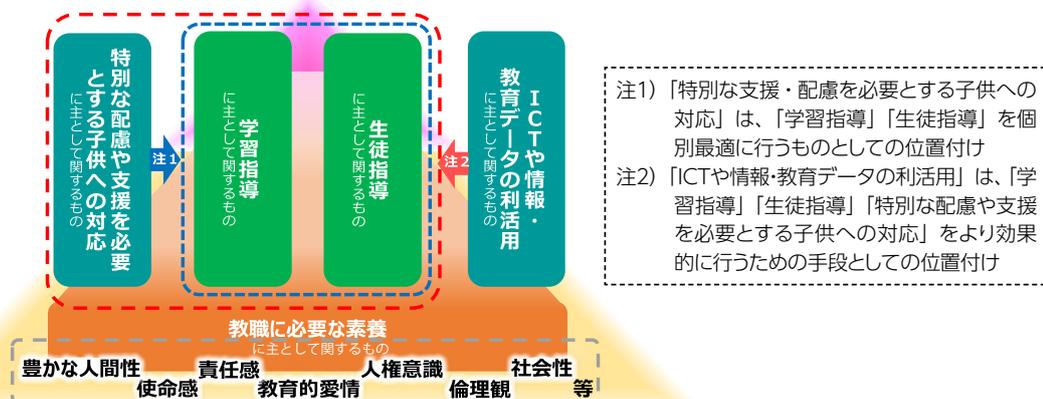
Plantには次の①～④の機能で構成されています。

- ① **研修登録**… 集合型やオンデマンド型など、研修の情報を登録できます。教育委員会や大学等が研修主催者として登録することが可能です。
- ② **受講推薦・受講決定**… 教育委員会等は、研修の受講者推薦や決定の手続きを行うことができます。
- ③ **研修受講**… 受講者は登録された研修から選択をして受講し、成果確認の内容に応じて修了の判定がされます。
- ④ **受講履歴記録**… 修了の判定がされると自動的に研修の受講履歴が記録されます。各教師の研修受講履歴が、教員育成指標のどの指標と関連しているかが帳票として一覧になり、それを「対話と奨励」に役立てることができます。

3 Plant の運用体制

Plantは、教育委員会の経費負担により、令和6年4月より独立行政法人教職員支援機構が運用しております。

現在、49の都道府県（域内市区町村含む）と政令指定都市の教育委員会が共同運用に参加しています。



※ 上記に関連して「マネジメント、コミュニケーション（ファシリテーションの作用を含む）、連携協働などが横断的な要素として存在

【図】「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容」1/2

教職に必要な素養
に主として関するもの

- ・「令和の日本型学校教育」を踏まえた新しい時代における教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続けようとしている。
- ・豊かな人間性や人権意識を持ち、他の教職員や子供達、保護者、地域住民等と、自らの意見も効果的に伝えつつ、円滑なコミュニケーションを取り、良好な人間関係を構築することができる。
- ・学校組織マネジメントの意義を理解した上で、限られた時間や資源を効率的に用いつつ、学校運営の持続的な改善を支えられるよう、校務に積極的に参画し、組織の中で自らの役割を果たそうとしている。
- ・自身や学校の強み・弱みを理解し、自らの力だけでできないことを客観的に捉え、家庭・地域等も含めた他者との協力や関わり、連携協働を通じて課題を解決しようとする姿勢を身に付けている。
- ・子供達や教職員の生命・心身を脅かす事故・災害等に普段から備え、様々な場面に対応できる危機管理の知識や視点を備えている。

学習指導
に主として関するもの

- ・関係法令、学習指導要領及び子供の心身の発達や学習過程に関する理解に基づき、子供たちの「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に向けて、学習者中心の授業を創造することができる。
- ・カリキュラム・マネジメントの意義を理解し、教科等横断的な視点や教育課程の評価、人的・物的な体制の確保・改善等の観点をもって、組織的かつ計画的に教育課程を編成・実施し、常に学校の実態に応じて改善しようとしている。
- ・子供の興味・関心を引き出す教材研究や、他の教師と協働した授業研究などを行いながら、授業設計・実践・評価・改善等を行うことができる。
- ・各教科等においてそれぞれの特質に応じた見方・考え方を働かせながら、資質・能力を育むために必要となる各教科等の専門的知識を身に付けている。

生徒指導
に主として関するもの

- ・子供一人一人の特性や心身の状況を捉え、良さや可能性を伸ばす姿勢を身に付けている。
- ・生徒指導の意義や原理を理解し、他の教職員や関係機関等と連携しつつ、個に応じた指導や集団指導を実践することができる。
- ・教育相談の意義や理論（心理・福祉に関する基礎的な知識を含む。）を理解し、子供一人一人の課題解決に向け、個々の悩みや思いを共感的に受け止め、学校生活への適応や人格の成長への援助を行うことができる。
- ・キャリア教育や進路指導の意義を理解し、地域・社会や産業界と連携しながら、学校の教育活動全体を通じて、子供が自分らしい生き方を実現するための力を育成することができる。
- ・子供の心身の発達の過程や特徴を理解し、一人一人の状況を踏まえながら、子供達との信頼関係を構築するとともに、それぞれの可能性や活躍の場を引き出す集団づくり（学級経営）を行うことができる。

特別な配慮や支援を
必要とする子供への対応
に主として関するもの

- ・特別な配慮や支援を必要とする子供の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や支援方法を身に付けるとともに、学習上・生活上の支援の工夫を行うことができる。

ICTや情報・
教育データの活用
に主として関するもの

- ・学校におけるICTの活用の意義を理解し、授業や校務等にICTを効果的に活用するとともに、児童生徒等の情報活用能力（情報モラルを含む。）を育成するための授業実践等を行うことができる。
- ・「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現に向け、児童生徒等の学習の改善を図るため、教育データを適切に活用することができる。

注) 記述量と必要な学修量とは、必ずしも比例しない。

【図】「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針に基づく教師に共通的に求められる資質の具体的内容」2/2

なお、それ以外の教育委員会に所属する教師や国私立学校の教師、教師を目指す方などはゲストユーザーとして「③研修受講」機能に限り利用することができます。

イン」を定めました。

https://www.mext.go.jp/content/20230331_mxt-kyoikujinzai01_000023812-1.pdf

4 研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励

文部科学省では、令和4年8月、教育委員会による教師の研修履歴の記録の作成と当該履歴を活用した資質向上に関する指導助言等の仕組みについて、事務の適切な執行に資するよう、「指針」に基づき、その具体的な内容や手続等の運用についてとりまとめた、「研修履歴を活用した対話に基づく 受講奨励に関するガイドラ

5 新たな教師の学びの姿の実現のための研修推進体制

任命権者である教育委員会においては、教員研修計画に基づき、体系的・計画的で持続的な資質向上の推進体制を整備することが求められ、オンラインの活用も考慮しつつ、研修内容の重点化や精選なども含め、効果的・効率的な研修実施体制を整えることが重要であるとしております。

また、服務監督権者においては、学校に対し、都道府県教育委員会や大学等と連携しつつ、地域の特色や実情を踏まえた研修の企画・実施や、研修主事など校務分掌に係る規定の整備などにより、教師の資質向上の支援体制を整えることが重要であるとしております。

加えて、校内における教師同士の学び合いやチームとしての研修の推進は、教師の「主体的・対話的で深い学び」にも資することから、校長のリーダーシップの下での、全校的な学び合い文化の醸成や、そのための協働的な職場環境づくりが期待されるほか、校内だけでなく、学校を越えて行うことも考えられ、校長等は、校内研修と関連させながら、教育委員会、大学、民間企業等の専門家など学校外部の者も交えた学びの機会を調整していくことが期待されるとしております。

6 対話と奨励の基本的な考え方

研修履歴の記録により、これまで受けてきた研修の履歴が可視化され、無意識のうちに蓄積されてきた自らの学びを客観視した上で、さらに伸ばしていきたい分野・領域や新たに能力開発をしたい分野・領域を見出すことができ、主体的・自律的な目標設定やこれに基づくキャリア形成につながることを期待されます。

「対話と奨励」は、教師と学校管理職とが対話を繰り返す中で、教師が自らの研修ニーズと、自分の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校で果たすべき役割などを踏まえながら、必要な学びを主体的に行っていくことが基本となります。現在、Plant では大学等が作成した研修動画を含め、約 1 万 3 千件以上の研修情報が登録されており、教師がより主体的に学ぶことができるようになっております。

こうした「新たな教師の学びの姿」が、変化の激しい時代にあって、教師が探究心を持ちつつ、自律的に学ぶこと、主体的に学びをマネジメントしていくことが前提であることを踏まえ、対話と奨励が、教師の意欲・

主体性と調和したものとなるよう、当該教師の意向を十分にくみ取って行うことが望めます。

7 終わりに

「新たな教師の学び」においては、一人一人の教師が、自らの専門職性を高めていく営みであると自覚しながら、誇りを持って主体的に研修に打ち込むことができるという姿の実現を目指し、指導助言者との積極的な対話を踏まえながら、教育委員会が提供する学びの機会と、教師が主体的に求めていく多様な主体が提供する学びとが相まって、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶことが望めます。また、教師の学びの内容の多様性と、自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」も含む学びのスタイルの多様性を重視するということが重要となります。教師の個別最適な学び、協働的な学びの充実を通じて、「主体的・対話的で深い学び」を実現することは、児童生徒の学びのみならず、教師の学びにもまた求められている命題であるといえます。こうした「新たな教師の学び」の実現により、子供たちにとってより良い学びが実施されることが期待されます。また、Plant において研修の受講記録が蓄積されていくことを目的とするのではなく、教師が研修で学んだことを学校や教室等で実践し、教師の資質の向上により子供の資質能力を育成することが最も大切になります。

Plant
全国教員研修プラットフォーム

(独)教職員支援機構HP内

Plant 全国教員研修プラットフォーム

<https://www.nits.go.jp/service/plant/>

特集

2

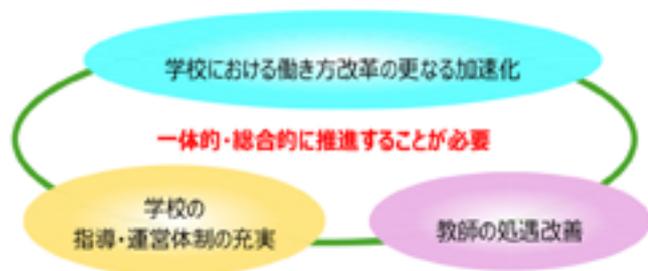
「令和の日本型学校教育」を担う 質の高い教師の確保のための環境整備に関する 総合的な方策について（審議のまとめ）

1 はじめに

中央教育審議会「質の高い教師の確保特別部会」では、令和5年5月の諮問以降、教職の魅力を向上させ、教師に優れた人材を確保するために、教師を取り巻く環境整備について計13回にわたり議論を積み重ね、令和6年5月、「審議のまとめ」が取りまとめられました。

「審議のまとめ」のポイントは、学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのより良い教育の実現のため、①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進するべきとしていることです。

図1：「審議のまとめ」の3つの柱



2 議論の背景

日本の学校教育は、知・徳・体にわたる全人的な教育を提供していることが国際的にも高く評価されていますが、これは全国の優れた教師の献身的な努力に支えられた成果でもあります。また、学校が対応する課題が複雑化・困難化する中、保護者や地域からの期待も高いことから結果として学校や教師の負担が増大してきた実態もあります。加えて、いわゆる「教師不足」の

状況も憂慮すべき状況にあり、教師志願者の拡大のためにも教職の魅力向上が急務です。

教師を取り巻く環境整備は、我が国の未来を左右する重要な課題であり抜本的な改革が必要です。

具体的には、以下の3つの柱に基づく施策を一体的・総合的に推進することが提言されています。

3 学校における働き方改革の更なる加速化

平成31年の「学校における働き方改革答申」以降、給特法改正による「上限指針」の策定や、教職員定数の改善、支援スタッフの配置拡充、部活動ガイドラインの策定、ICTによる業務効率化等を推進してきた結果、教育委員会における取組も着実に進み、教師の時間外在校等時間の減少という成果が上がっています。

一方、依然として時間外在校等時間が長い教師が多いという課題や教育委員会や学校における取組状況の差が見られるという課題もあります。そのため、各学校、各教育委員会において現状を客観的に把握した上で、必要な取組を推進するべき段階であるとして、

- ①客観的な在校等時間の把握や取組状況の公表などによる「見える化」を通じ、PDCAサイクルを構築すること
 - ②「学校・教師が担う業務に係る3分類」の徹底
 - ③標準授業時数を大きく上回る教育課程を編成している学校について、各学校の実情を踏まえ、指導体制に見合った計画へ見直すことや、学校行事について教育上真に必要なとされているものに精選・重点化すること
 - ④「勤務間インターバル」の推進などによる健康・福祉の確保と柔軟な働き方改革の推進
- といった内容が盛り込まれています。

4 学校の指導・運営体制の充実

- 多様化・複雑化する教育課題に対応し、新たな学びを実装していくことで教育の質を向上させていくとともに、教師を取り巻く環境を整備していくためには、持続可能な指導・運営体制の構築が必要です。そのため、
- ① 学びの質の向上と教師の持ち授業時数軽減につながる小学校中学年の教科担任制の推進
 - ② 若手教師が専門職として成長をしていくことができるよう、講師経験のない新卒1年目の教師をはじめとする若手教師への支援充実
 - ③ 不登校やいじめ等に対応するとともに、学校を誰一人取り残されない安全・安心な学びの場とするよう、生徒指導担当教師の全中学校への配置
 - ④ 学校横断的な取組についての連携・調整機能や若手教師への支援を可能とする組織的・機動的なマネジメント体制の構築のための「新たな職」の創設
 - ⑤ 支援スタッフの配置充実
 - ⑥ 幅広い人材の参加促進による多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成
- といった内容が盛り込まれています。

「3. 働き方改革の更なる加速化」と「4. 学校の指導・運営体制の充実」の取組を通じて、教師の業務負担の軽減と時間外在校等時間の縮減に取り組むこととしています。

5 処遇改善による教職の魅力化

教師の処遇については、人材確保法に基づく改善が行われ、昭和55年には一般行政職に比べて教師の処遇は大幅に優遇されていました。しかしその後、相対的に優遇分が減少し、現在ではその優遇分はごくわずかになっています。教師の職務の特殊性や重要性等を踏まえ、教師に優れた人材を確保するためには、人材確保法によ

る処遇改善後の一般行政職に比した優遇分の水準以上を確保する必要があります。そのための具体策として、

- ① 教職調整額の率を少なくとも10%以上にすること
- ② 「新たな職」に対応した新たな級を創設すること
- ③ 職務の負担や重要性の大きい学級担任について、手当を加算すること
- ④ 学校運営において重要な役割を果たす管理職の手当を改善すること

などが盛り込まれています。

6 「審議のまとめ」の考え方

こうした「審議のまとめ」の考え方を広く社会の方々に理解をしていただけるよう、「審議のまとめ」の考え方を簡単にまとめた資料を作成しています。

「審議のまとめ」の全体像を分かりやすく示すとともに、よくある質問に対するQ & Aも掲載しています。

図2：中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方-1

中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方

教職の魅力向上させ、子供たちの教育のために優れた教師を確保します。

①学校における働き方改革の更なる加速化、②学校の指導・運営体制の充実、③教師の処遇改善を一体的・総合的に推進します。

業務負担と長時間勤務を減らします

①学校における働き方改革を一層進めます

- 学校・教師が担う業務の適正化や、標準を大きく上回る授業時数の見直し、勤務DIXの加速化
- 学校における働き方改革の取組状況の「見える化」とPDCAサイクルの構築
- 教師の健康及び福祉の確保に向けた取組の充実（勤務時間インターバルの推進等）
- 学校内では解決が難しい事業に対応するためのスクールロイヤー等の体制構築

②教職員定数の改善等により指導・運営体制を充実させます

- 若手教師への支援や専科指導のための小学校や学年の教科担任制の推進
- 不登校やいじめ等に対応する生徒指導担当教師の配置充実
- 学校内外との連携や若手教師へのサポートのための「新たな職」の創設
- 支援スタッフのさらなる配置充実、次世代型「チーム学校」の実現
- 幅広い人材の参加促進により、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成

③専門職にふさわしい処遇を実現します

- 高度専門職である教師の職務の重要性を高めた、教師の大幅な処遇改善（教職調整額の率を10%以上に等）

● 教師の職務の特殊性等を踏まえ、時間外勤務手当の実給に関する規定の適用外とする面が多い（イギリス、ニュージーランド、オーストラリア等）
 時間外勤務を時間により測定し、それに対して追加的な給付を支給する仕組みは必ずしも一般的ではありません。

図2：中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方-2

Q1 教職調整額を引き上げるだけでは働き方改革は進まないのではないですか？

A1

- 教職調整額を引き上げは、専門職にふさわしい教師の処遇を実現するために行うものです。
- 先生方の長時間勤務を減らしていくためには、学校における働き方改革の一層の推進や、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実を合わせて進めることとしています。

Q2 給特法を廃止しないと長時間勤務の実態は変わらないのではないですか？

A2

- 給特法は、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応しなければならぬという教師の職務の性質に照らし、逐一、管理職の職務命令によるのではなく、教師の専門職としての自律性を尊重する働き方の仕組みです。
- 給特法では、原則、時間外勤務を命じないこととし、臨時又は緊急のやむを得ない必要がある時には「短勤4項目」に限定して時間外勤務を命じることができるという仕組みになっており、教員の健康を守り、時間外勤務を抑制することを目的とした法制度になっています。

Q3 教師の処遇改善よりも、先生の数を増やすことが大事なのではないですか？

A3

- 「審議のまとめ」では、教師の処遇改善だけでなく、教職員定数の改善等による指導・運営体制の充実が必要と提言されています。
- 時間外在校等時間が長くなる要因である「持ち授業時数」の軽減や、在校等時間が長く、休職率の高い「若手教師」への支援、不登校やいじめ等に対する生徒指導担当教師などの教職員の定数改善を進めます。

社会全体で学校や教師を支え、教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指します。

文部科学省

本資料も活用しつつ、「審議のまとめ」の内容を広く社会にわかりやすく情報発信するとともに、提言に盛り込まれ具体策の実現へ向けて検討を進めることによって、社会全体で学校や教師を支え、教育という営みそのものに対する敬意が自ずと生まれる社会を目指していきます。

7 おわりに

「審議のまとめ」は、教師は学びの高度専門職であるという前提の下、日々変化する目の前の子供たちに臨機応変に対応する必要があるという教師の職務の性質に照らし、教師がその専門性を最大限に発揮して子供たちへの教育を行うことができる環境を整備しようというものです。「3. 学校における働き方改革の更なる加速化」「4. 学校の指導・運営体制の充実」「5. 処遇改

善による教職の魅力化」の3つの施策は、相互に密接な関連を有するものであり、一体的・総合的に推進していく必要があります。

文部科学省としてもこの提言の実現へ向けて努力してまいります。教育委員会や学校関係者の皆様におかれましても教師を取り巻く環境整備に向けて、引き続きの御理解と取組の推進をお願い申し上げます。

○「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（審議のまとめ）



○中央教育審議会「審議のまとめ」の考え方



高校入試に係る手続きのデジタル化について

1 高校入試に係る手続きのデジタル化に関する調査研究

教員が多忙であると言われる昨今、教員の業務の中でも、相対的に負担感が高いものが、文部科学省の令和4年度教員勤務実態調査で明らかになりました。このなかで、事務作業や成績処理などについては、教員の負担感が相対的に高いという結果がでており、デジタルなどの手段を用いて、教員の行っている作業の負担軽減を進めていく必要があります。

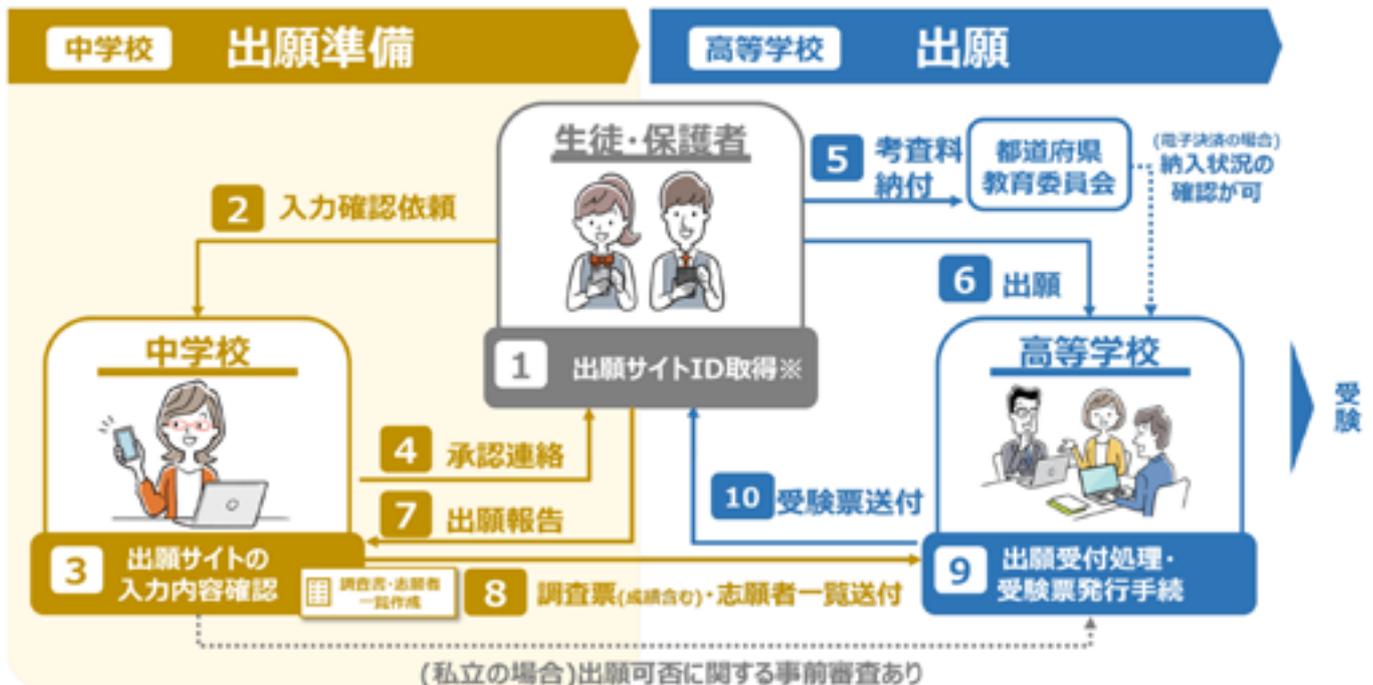
高校入試に係る事務手続きにおいて、必要書類が紙媒体で作成されることによる書き直しなどの重複作業や、紙媒体の出願書類の手渡し・郵送による提出等が、

教員に加え、生徒・保護者にも負担が生じているという課題に着目し、デジタル庁では、総務省・文部科学省・経済産業省と協議の上、令和5年度に高校入試に係る手続きのデジタル化による教員・生徒・保護者の負担の抜本的な軽減を目指した調査研究を実施しました。

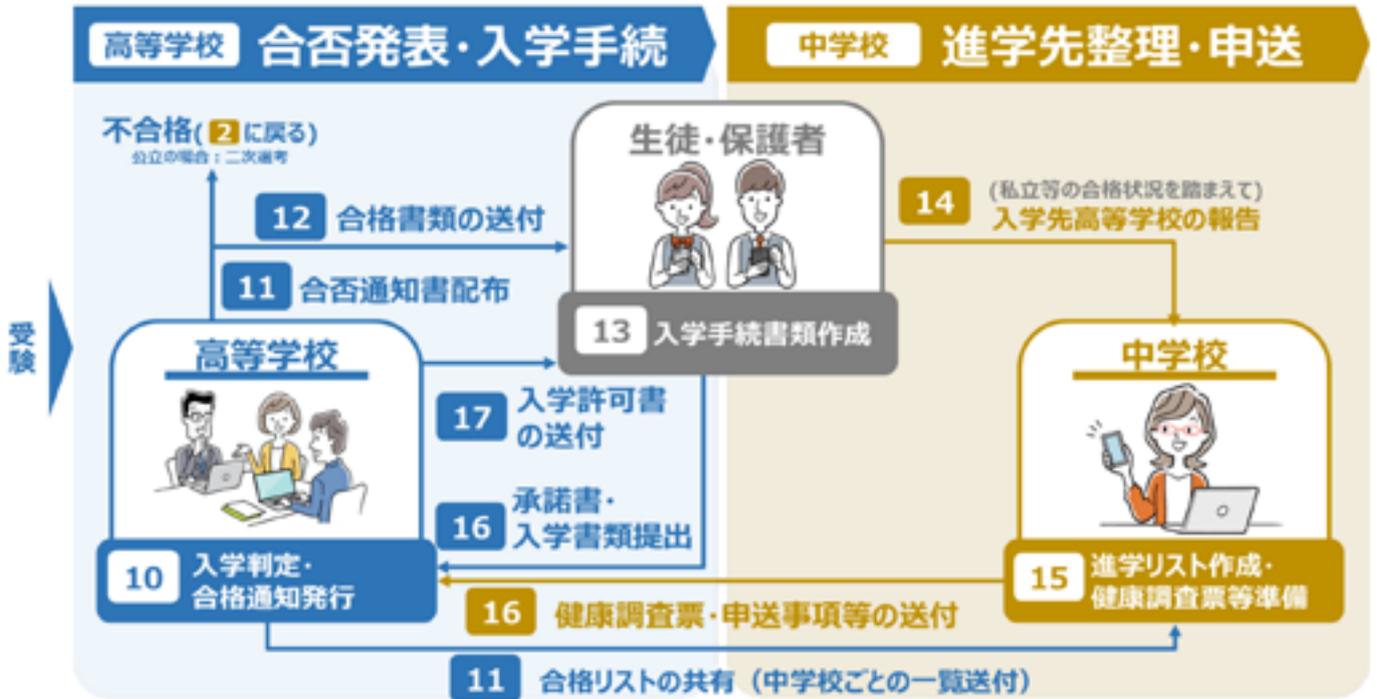
調査研究においては、高校入試における全てのプロセスを、生徒の出願準備から受験まで<期間①>及び受験後から生徒の進学先決定まで<期間②>の期間に分けて、デジタルで代替可能な机上検証しました。その結果、2つの期間の全プロセスにおいて、紙媒体の印刷を行わずにデータでのやり取りによって完結できる可能性が高いことが示されました。

【参考】「高等学校入学者選抜のデジタル化に関する調査研究」成果報告：デジタル庁 (digital.go.jp)

<期間①>生徒の出願準備から受験まで



<期間②>受験後から生徒の進学先決定まで



2 高校入試に係る手続きのデジタル化のポイント

高校入試に係る手続きのデジタル化により、業務負担が軽減されるプロセスの主なポイントは以下を想定しています。

①出願書類のシステム上での学校間送付

中学校と高校との間の出願書類のやり取りを、紙媒体ではなくデータで行うことで、教員の複数回の入力作業・印刷・出願書類を高校に直接提出するための移動時間を削減したり、紙媒体の紛失といったリスクを軽減したりできないか（データ改ざん等のリスクは別途対策が必要）。

②出願プロセスの見える化

出願プロセス（出願状況・出願書類の送付状況等）を教員・生徒・保護者等の関係者がシステム上で確認することなどにより、提出漏れ等を防止できないか。

③キャッシュレス考査料納付

考査料納付をキャッシュレス化することで、時間や場所の制約を受けない考査料納付を実現し、教員や保護者の負担を軽減できないか。

3 検証への御協力をお願い

今後は、デジタル化によりどれだけ教員・生徒・保護者の負担を軽減できるか、ミスの削減につながるかといった実務的な検証が必要だと考えています。

デジタル庁では、令和7年度以降に協力いただける教育委員会・学校とともに、高校入試に係る手続きのデジタル化の検証を予定しています。

御協力いただける、または御興味のある教育委員会におかれては、ぜひデジタル庁まで御連絡ください。

◇◆デジタル庁教育班連絡先◇◆

kyouiku@digital.go.jp

特集
4

GIGAスクール自治体ピッチ第2弾を実施しました

1 GIGA スクール自治体ピッチ第2弾の開催

GIGA スクール構想により導入された1人1台端末が更新時期を迎えることに伴い、2024年4月18日から19日の2日間、OSベンダー、端末メーカー、通信事業者等が、都道府県・市区町村教育委員会に対してプレゼンテーションを行う「GIGA スクール自治体ピッチ第2弾（以下「GIGA ピッチ第2弾」）」が主催：デジタル庁、共催：文部科学省で開催されました。

今回のGIGA ピッチ第2弾は、端末の初回導入の際に実施した前回2020年以来の第2弾であり、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえて、会場参加とオンライン参加のハイブリッドで開催。オンラインを含めて全国から2日間のべ約2000名が参加して教育DXについて共に考える大規模なものとなりました。



(デジタル庁 村上 敬亮 統括官)

2 2日間のプログラム

初日のセッションは主催者であるデジタル庁の挨拶で

幕を開けました。続いて文部科学省からGIGA スクール構想が改めて説明された上で、合同会社未来教育デザイン代表社員の平井聡一郎氏をファシリテーターに迎え、Google、Apple、MicrosoftのOSベンダー3社が登場し、端末更新に向けた各社のOSの性能や各社が掲げる教育事業へのビジョン、文部科学省から示された「教育DXに係るKPIの方向性」に対して、OSとして貢献できることなどについて、平井氏による質疑を交えたプレゼンテーションが行われました。



(文部科学省 寺島 史朗 課長)

その後、東京学芸大学の堀田龍也教授からのキーノートメッセージでは、学校現場で端末活用に加え、公教育を持続可能なものにするためのデジタルを活用した教職員の働き方改革など、長期的な視野に立った教育DXの必要性が語られたほか、経済産業省や総務省などの関連省庁からは、学校における1人1台端末の活用を支えるための各省の施策や事業等について情報提供がなされました。

2日目は、端末メーカーや通信事業者等から、保守や運用面のサポートを含めたより具体的な製品やサービスの紹介が行われました。関連するツールやデバイスの紹介に加えて、端末導入後の保守体制や効果的な活用方法にも重点を置いた提案となっていました。



(東京学芸大学教職大学院 堀田 龍也 教授)

3 端末更新は『使い倒す』を目的に

今回のピッチイベントは、2020年から取り組んできた端末の新規導入が一巡した後の更新に向けた取組であることから、各社の提案内容も単純な端末の調達提案にとどまらず、『使い倒す』ことをメインとした内容が目立ちました。2020年からの1人1台端末の運用によって生じた様々な事例や現場の声をフィードバックした提案は元より、データ活用型の教育をどのように現場で展開していくかを見据えた、より発展的な内容の提案も聞かれるなど、調達を担当する教育委員会だけでなく、様々な立場から聞きごたえのある内容になっていました。

GIGA スクール構想は新しい端末やソフトウェアを導



(合同会社 未来教育デザイン 平井 聡一郎 代表社員)

入すれば実現できるものではないという現場の課題に対し、専門的な知識を持つ事業者がアドバイザーとなり、現場と連携しながら取組を進めていく方法について、平井氏からは『伴走型』として取り上げられるなど、教育DXに取り組むためには教職員と事業者との協働が必要であるというメッセージが本ピッチでは一貫して示されました。

4 おわりに

今回のピッチでは当日登壇した事業者以外にも多数の参加希望がありました。時間等の都合により当日の登壇が叶わなかった事業者のプレゼンは動画公開の形を取り、現在は当日の録画映像を含めて全ての動画が公開されています。詳細は教育DX サービスマップサイトから、自治体ピッチ特設ページをご覧ください。

各自治体においては既にGIGA 端末更新に向けた検討を開始されているところと承知していますが、同サイトにはEdtech サービスについても様々な情報を掲載しているので、積極的に活用してください。

<https://ppp-education-dx.jp/>

(教育DX サービスマップ)

スクールロイヤー

～子どもが安心して学べる学校づくりに向けて～

1. はじめに

今、教育現場では、子育て環境の変化や SNS 利用者の増加と低年齢化、学校に対する保護者の意識の変化等により、虐待やいじめ、学校や教育委員会への過剰な要求等の件数が増加しています。このような中、子どもの最善の利益を最優先として、スクールロイヤー（専ら教育行政に関与する弁護士）に関わってもらうことで、事案の未然防止や速やかな初期対応による問題解決につながったり、教職員の負担軽減が図られたりすることが期待されます。

文部科学省が実施した「教育行政に係る法務相談体制の整備等に関する調査（令和4年度間）」によると、スクールロイヤーに相談できる体制が整っている自治体は、都道府県で 83%、指定都市で 80%、中核市で 64.5%、市町村等（中核市を含む）で 11.3%となっています。本市は、令和3年度から4人のスクールロイヤーと契約を結び、市内 27 校・10 中学校区を4つのブロックに分け、1つのブロックを1人のスクールロイヤーが担当する体制を整えています。

本稿では、本市が取り組むスクールロイヤー活用事業についてご紹介します。

2. 藤枝市スクールロイヤー活用事業の目的

本市のスクールロイヤー活用事業の目的は大きく2つあります。1つ目は、児童生徒や教職員の法的な側面からの正しい認識と理解を深め、児童生徒の健全な成長と発達を支えていくことです。2つ目は、児童生徒が、学校生活における諸問題の中で、トラブルや困難な事態に陥ることを未然に防ぐことや問題を早期に解決することです。これらにより、子どもが安心して学べ

る学校づくりをより強固なものとしています。

3. 実施内容

(1) 児童生徒に対する出前授業

本事業開始時は年間4校の実施でしたが、令和5年度からは年間8校に増やし、スクールロイヤーがいじめ予防や人権等に関する授業を行っています。子どもたちは法の専門家の話に真剣に耳を傾け、いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為であることや、自分では気がつかないうちにいじめの加害者になってしまう危険性、いじめの被害者になった時の対応等を学びます。また、時には、子どもたちが自らのいじめについての考えをスクールロイヤーに伝えながら、教室全体で議論に発展することもあります。このような授業を通して、子どもたちは自分たちの手でいじめのない学校をつくろうという思いを強くしたり、自分も友達も共に気持ちよく生活するためには、互いの人権を認め合う必要性があることを再認識したりします。



中学校での出前授業の様子

(2) 学校及び教育委員会等主催の研修会

本事業も開始時は年間4校の実施でしたが、令和5

年度から年間 8 校に増やし、スクールロイヤーが生徒指導上の諸課題への適切な初期対応等について、研修会を開いています。「学校における問題に関し、普段から心がけておくことよいこと」をテーマとした研修会では、最も重視すべきは子どもの最善の利益であることや初動の大切さ、法律に基づいて対応する必要性等を要点に、講義と演習を実施しました。また、校長会や教頭会、生徒指導主事・主任と、役職や分掌に応じた法令研修も実施しています。このような研修会を通して、教職員は自らのこれまでの対応を振り返りながら、法に基づいてより適切に対応する力を磨いています。



教職員向け研修会の様子

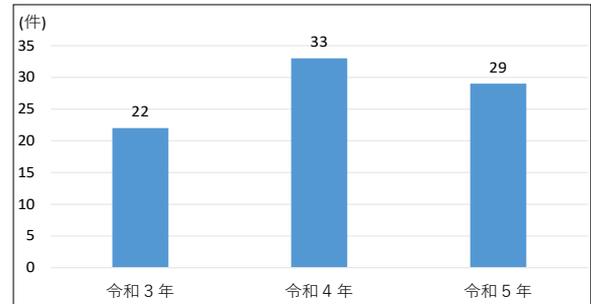
(3) 学校及び市教育委員会からの法律相談

スクールロイヤーは、子ども間のトラブル、いじめ、虐待、保護者からの過剰な要求、事故等、学校で発生した様々な問題に対して学校から相談があった場合に、対応について法律に基づいた助言や指導を行います。

ただし、これまでスクールロイヤーは、学校と保護者等の面談に同席はしていません。

①相談件数の推移

本事業開始から令和 5 年度末の 3 年間で合計 84 件の相談がありました。(3 年間の相談件数)



3 年間の相談件数

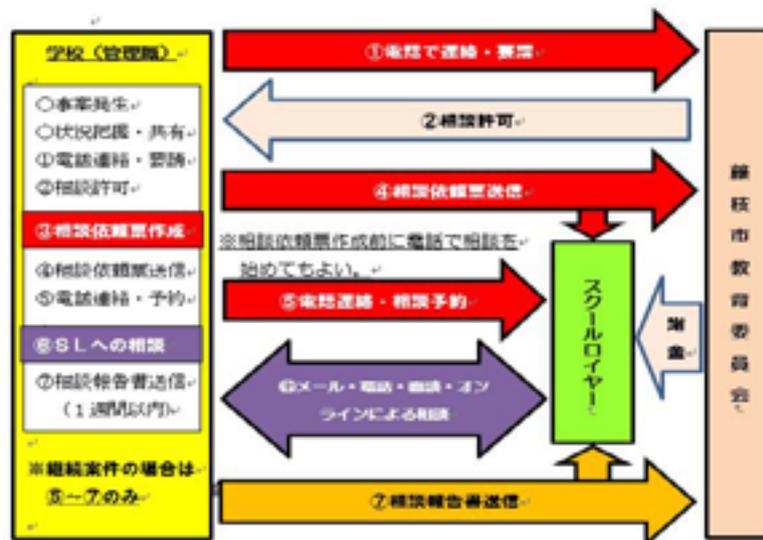
②相談内容

令和5年度の相談内容は次の通りで、多岐にわたっています。中には 1 度の相談で終わらず、継続案件になる事案もあります。

- ・いじめ事案への対応について
- ・触法、非行、暴力、性加害等の対応について
- ・保護者の過剰な要求への対応について
- ・児童生徒の権利保護の視点からの指導、助言
- ・離婚調停中の保護者からの要求への対応について
- ・学校事故への対応や安全配慮義務についての指導助言
- ・その他学校に関する諸問題への対応について

③相談方法 (新規案件・継続案件)

相談方法は次の通りです。



法律相談フロー図

【新規案件について】

- ア 相談したい事案が発生した場合、校長または教頭が市教委へ連絡する。
- イ 「相談依頼票」を記入し、市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信した後、担当スクールロイヤーの連絡先へ電話を入れ、相談メールを送信したことを伝える。または、「相談依頼票」を記入する前に、担当スクールロイヤーの連絡先へ電話を入れ、担当スクールロイヤーの都合に合わせて相談を始めてもよい。（この場合は、相談後、「相談依頼票」を記入し、市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信する。）
- ウ 電話や対面、オンラインでの相談を希望する場合は、予約を申し込む。翌々日（土日祝等の場合は2営業日後）までを目安に、担当スクールロイヤーから何らかの返答がある。担当スクールロイヤーが裁判や出張等で3日以上不在の場合は、他のブロック担当スクールロイヤーに相談できるよう、市教委から該当ブロックの学校へ事前に連絡する。
- エ とくに「面談」「オンライン」での相談については、管理職だけでなく、事案に直接対応した教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の同席もあり得る。
- オ 相談が終了したら、「相談報告書」を記入し、1週間以内に市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信する。

【継続案件について】

- ア 相談していた事案に新たな展開があり、継続して相談したい場合、直接担当スクールロイヤーの連絡先へ電話またはメールをし、予約を申し込む。
- イ 相談が終了したら、「相談報告書」を記入し、1週間以内に市教委と担当スクールロイヤーにメールで送信する。

④学校からの評価

法律相談を実施する度に、学校からスクールロイヤーの助言に対して評価をもらっています。前年度の評価は「とても良かった」が100%であり、次のような感想が寄せられました。

- ・スクールロイヤーから法律を根拠とした的確なアドバイスをいただきました。相手の主張を踏まえつつ、学校ができる対策を説明することで理解していただけるよう、今後も冷静に最善の対応を重ねていきます。
- ・万が一に備え、学校の対応についての法的見解をうかがいでしたが、ご助言をいただき、安心して対応することができました。
- ・要求に応じた場合に考えられるデメリットや、応じる場合に気をつけることなどの助言をいただき、今後、対応する際の参考になりました。

また、スクールロイヤーは、学校から相談を受けた翌々日までに何らかの返答をすることになっていますが、ほとんどのケースで即日回答されており、早期対応が求められることが多い学校現場のニーズに合った体制がとれていることが高評価につながっていると考えられます。

(4) 学校訪問

年度当初に、スクールロイヤーが教育委員会担当者と共に、担当ブロック内の小中学校全てを訪問します。学校の様子を参観し、地域の特殊性や学校で起こりやすい問題等について管理職と情報交換を行います。その際、喫緊の課題があり、法律相談が始まることもあります。この機会を通してスクールロイヤーに学校現場の実情を理解してもらい、そして、顔が見える関係になることで、その後の連携の強化につながると考えています。

(5) 教育委員会と県弁護士会及びスクールロイヤーとの運営に関する協議等

本市のスクールロイヤー活用事業について、最善の運営方法を確立するため、教育委員会と静岡県弁護士会、スクールロイヤーで定期的に協議・検討する場を設けています。これまでに、児童生徒に対する出前授業と学校及び教育委員会等主催の研修会の内容や方

法、学校がより相談しやすい制度の構築、本市の顧問弁護士との速やかな連携等について協議・検討を重ねてきました。制度の根幹に関わる重要な話し合いになることが多く、三者が忌憚のない意見を交わしながら合意形成をすることで、信頼関係をより強固なものにすることができていると感じています。

4. おわりに

現在、いじめ防止対策推進法や教育機会確保法等の関係法規の成立など、学校・生徒指導を取り巻く環境は大きく変化するとともに、生徒指導上の課題がより一層深刻化している状況にあります。それに対して学校には、これまで生徒指導を機能させてきた経験や、子どもと接する中で磨かれてきた教師の勘に頼るだけでなく、法的根拠に基づいた生徒指導が求められています。本市は今後もスクールロイヤーと連携を図りながら、子どもが安心して学べる学校づくりをより確かなものしていきます。

最後に本稿の結びとして、数多くの業務がある中でスクールロイヤーとして本市の教育にお力添えいただいている弁護士の皆様にこの場をお借りして感謝申し上げます。

「放課後ちょいスクール (Choice, Cool!)」の実施

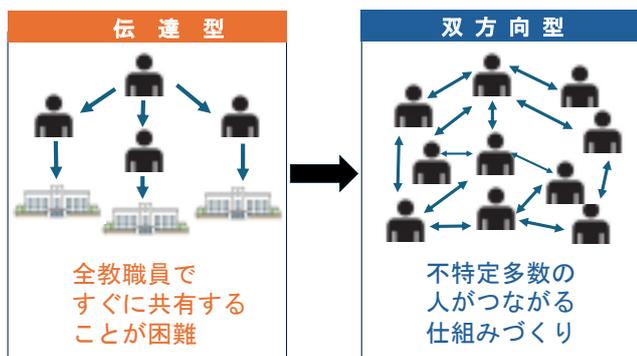
～教職員の主体性と同僚性を育み、研修観の転換を図る～

1. はじめに

コロナ禍の真っ只中であった令和3年度に、本実践が始まった。教育委員会（総合教育センター）において、新型コロナウイルス感染症の影響で、集合研修の中止や内容の変更を余儀なくされる中、教員研修の役割や在り方を大きく問い直す時期が来ていた。

研修の機会や時間の確保、より効果的な研修の在り方を探る中で、伝達型から不特定多数の教職員がつながる双方向の仕組みづくり（図1）を目指した。現場の困り感やニーズを即時に拾うべく企画された研修形態である。

令和3年度から令和5年度にかけての変遷や、本研修形態の効果について報告する。



【図1 伝達型+双方向型】

2. 企画した背景

新学習指導要領の実施や GIGA スクール構想の実現に向けた取組など、多種多様な変化に適切かつ柔軟に対応することができる資質・能力をどのように育てなければよいのか。教師主体の学習観から学習者主体に転換されて久しいが、教師自身もよい学び手として主体

性をもって研修に臨むための手だてはどうあるべきか。

これまでの研修では、「研修に参加したくても、登校日には子どもがいるので少人数しか参加できない。」「研修会場の規模や、使用できる端末数に限界があり、希望者全員を受け入れられない。」「研修を受けた者が学校内で還元するための時間やスキルが不足し、伝わりきらない。」「新型コロナウイルス感染症防止のため、参加人数や研修方法（協働作業）等に制約がある。」「研修計画（講師や内容等）が固まっており、柔軟に内容を変更したり追加したりできない。」等の課題が見られた。

これらの課題を踏まえ、新しい時代に柔軟に適應する教職員を育てるために、主体性と同僚性を高める新たな教員研修「放課後ちょいスクール (Choice, Cool!)」を企画した。ビデオ遠隔会議システム (Teams) とホームページ (以下:HP)、Microsoft Forms (以下:Forms) を組み合わせて運用している。従来の研修と比較すると、そのねらいがより明確となる (図2)

項目	高松市での 主な研修	放課後 ちょいスクール
形態	集合	オンライン
時間	3時間程度	30分
実施時期	主に平日午後	放課後(月2回)
人数制限	あり	なし
端末利用制限	あり	なし
周知時期	前年度3月に 1年分の通知	開催1か月前に HPで通知
旅費	発生する	発生しない

【図2 従来の研修との比較】

3. ねらい

希望する教職員を対象に、ビデオ会議システムを通して、放課後の時間を活用した情報共有の機会を創り出した。ねらいとしたことは以下に述べる。

(1) 現場の困り感、ニーズの吸い上げ

学校を支援するためには、現場での困り感や研修のニーズを吸い上げることが何よりも重要である。毎回、Q & A の時間を設定し、個々の困りごとを参加者で共有し解決を図っている。そうすることで、教職員の生の声を拾い、双方向性を重視した内容となる。

また、現場のニーズを柔軟に研修内容に反映することができるように、1か月前に内部 HP に公開するようにしている。教職員にとって必要感の高い研修となり、定着の促進につながると思われる。

(2) 教職員の研究と修養の機会の増加

初任者研修、中堅教諭等資質向上研修といった基本研修を受講後は、校外での研修の機会は極端に減る。全国教員研修プラットフォームが本格運用されると、教職員が自らのキャリア形成のために、研修内容を選び受講が促進されることが想定されている。しかし、放課後の30分を定期的に使った継続性のある研修形態は、教職員の研修と修養の機会の増加の一翼を担えと考える。

(3) 教職員の主体性の向上

「^{チョイス}Choice, ^{クール}Cool!!」(選ぶことは、かっこいい!)は課せられるのではなく、教員自らが「選ぶ」ことを大切にしている。コーディネーターを務める指導主事も温かい雰囲気づくりを心掛け、年齢や経験年数に関係なく、教職員の「自ら学びたい、関わりたい」という気持ちを引き出すことを大切にしている。また、参加者の要望を活かした企画も早期に実現させることで参画意識が高まるようにしている。

(4) 校種を超えた教職員の連携、同僚性の創出

電子黒板等につないで複数の同僚と一緒に学ぶ形態

をとることで、実施後のOJTの促進も期待できる。互いに学び合いながら同僚性の向上を図るとともに、参加者同士で意見の交流ができるようにすることで、学校間や校種間で顔見知りを増やし、学校内外で気軽に情報共有できる風土づくりをねらいとしている。

4. 実践の概要

放課後ちよいスクールは、今年で4年目となる。内部HPから申し込みをした教職員を対象に、昨年度は以下の内容で実施した。

	内容
4 / 26	特別支援教育について知ろう! 個別の指導計画の作成 ~児童生徒の見取り~
4 / 26	つながれ現教主任 ちよいスクールで顔合わせ&情報交換
5 / 17	GIGA端末持帰り運用スタートのヒント!! 知っててよかった得得 すららドリルの効果的活用法
5 / 17	特別支援教育について知ろう! 個別の指導計画の作成 ~目標の設定~
5 / 24	つながれ教務主任(教務主任さん以外の参加も大歓迎!) ちよいスクールで顔合わせ&情報交換
6 / 7	【第3弾!】部落って何?同和問題って難しいの? タブー視しないで語り合う同和問題(部落差別)③ ~初心者も大歓迎!「自分事」としてみんなで考える場です。~
6 / 7	水泳の授業ってどうしたら楽しくなるの? 水泳の授業で使えるネタ紹介&お困りごと相談会
6 / 28	特別支援教育について知ろう!③ 気になる子どもへの支援について
6 / 28	ノートが変わる!学びが変わる! グラフィックレコーディング ちよいとワークショップ
7 / 5	就学等教育相談担当者会 就学指導委員幹事さん限定説明&質問会
7 / 5	GIGAについて語ろう!! 日常使いや持帰りの実践について
7 / 19	就学等教育相談担当者会 就学指導委員幹事さん限定説明&質問会
9 / 6	こどもが語りなくなる道徳の時間 道徳でのICT活用
9 / 6	9/1から新システムに新規外部接続システムの利用について 以前とどのように変わったの? 教えて外部接続
9 / 13	特別支援教育について知ろう④ 特別支援学級でのICT活用

	内容
10 / 4	附属高松中学校とのコラボ企画 総合、道徳の悩みを一度に解決!? 子どもがつくるプロジェクト×省察の実践紹介!!
10 / 18	Te-Comp@ssでちょこっと業務改善 機能の紹介と困りごとQ&A
10 / 18	特別支援学級事前調査について つまづきやすいポイントを解説!質問にも答えます!
11 / 8	みんなで語ろう! 子ども理解につながる子どもの見取り、どうしてる? 子どもの見方を広げるポイント、授業での言葉かけが変わる 部活動の指導にも活かせる、所見で書きたいことがたくさん増える
11 / 29	特別支援教育について知ろう! 自立活動の初めの一歩
11 / 29	子どもにどうかかわるか、みんなで考えよう 不登校、どうする?
12 / 6	みなさんどのように活用しているの??冬休み持ち 帰りでの有効な活用方法は? すららドリル活用法 ~実践編~
12 / 20	図工・美術鑑賞授業のキソ。アートに興味がある人 もどうぞ! アートのミカタ!
1 / 17	子どもの考えを簡単に共有!! 「ふきだしくん」の紹介!
1 / 31	Excel初心者のために・・・ FormsのデータをExcelで見やすく整理しよう!!
2 / 14	こんなものあればいいのにな・・・を解決できるかも!! GIGA端末で使える教材を作るDigitalチームからの 教材紹介
2 / 28	特別支援教育について知ろう! 自立活動の初めの一歩 ~集団での自立活動編~
2 / 28	【第4弾!】部落って何?同和問題って難しいの? タブー視しないで語り合う同和問題(部落差別)④ ~部落差別って今はどうなの?~
3 / 6	みんなで一緒に考えよう!! 次年度に向け、運動会の作品(表現)づくり
3 / 6	不登校の子どもたちを支えるために ~心理的安全性を生み出す学年団チームとしての取組

図3 令和5年度の実践内容

5. 基本的な進め方

(1) 内部HPの活用

高松市内の小・中学校のネットワーク内のみアクセスすることができる内部HP(図4)に随時、放課後ちょいスクールの内容や、一部動画等を公開し、参加しやすい環境をつくった。



図4 高松市総合教育センター内部HP

(2) 申込のデジタル化

これまでの研修申込は、参加者をとりまとめる必要があったが、内部HPから個々にFormsで申し込めるページ(図5)を作ることで、学校と主催者側の両者の業務削減を図っている。

4・5月 放課後ちょいスクール予定				
	日時	オンライン開催	総合動画あり(画)	対象
申込	4月24日(水) 16:00-16:30	特別支援教育について知ろう! 個別の指導計画の作成 ~児童生徒の見取り編~	総合教育センター 指導主事 吉村 信哉	特別支援(指導員)
申込		あゆみの情報を共有しましょう! こんな取組をしようと思っています。令和6年度ICT活用計画	総合教育センター 指導主事 山下 敦夫	特別支援(指導員)
申込	5月6日(水) 16:00-16:30	人権教育をすすめてよう! こんな取組をしようと思っています。交流&情報交換	人権教育課 指導主事 伊藤 孝博	特別支援(指導員)
申込	5月29日(水) 16:00-16:30	特別支援教育について知ろう! 個別の指導計画の作成 ~目標の設定~	総合教育センター 指導主事 吉村 信哉	特別支援(指導員)
申込		つながれぬ教育生活!! こんな取組をしようと思っています。交流&情報交換	総合教育センター 指導主事 藤田 美穂	特別支援(指導員)

図5 内部HP申込画面

(3) 開催曜日と時間の固定

月2回程度で、水曜日の16時から30分間で実施している。曜日と時間を固定化することで教職員が覚えやすくするとともに、教務主任や管理職が行事調整し、参加しやすい環境づくりができるようにしている。

6. これまでの成果

(1) 参加者側

「これまでのように、参加申込を管理職に報告しなくてよいので、気軽に参加しやすかった。」「オンラインなので、移動時間や旅費が発生せず負担が少ない。」という感想が多く見られた。また、電子黒板に映して、同僚と一緒に参加する学校も増えてきており同僚性の高まりが今後期待できる。



テレビ報道

さらに、研修のお知らせを校務支援システムの連絡掲示板に上げたり、水曜日の放課後に会議等を入れずに参加しやすい環境づくりに努めたりする学校も徐々に増え、認知度の高まりがうかがえた。実施年度ごとの参加者数（図6）は以下のとおりである。

実施年度	開催回数	参加人数
R3	34回	748人
R4	28回	839人
R5	30回	749人

図6 開催回数と参加者数



図7 オンライン研修時の様子

(2) 研修運営側

指導主事等が課題意識に応じて企画し、コーディネーターを務めながら実施することで、現場のニーズを捉え、現場感覚を磨く機会となっている。また、教育委員会内の担当に縛られることなく企画できるので、自らの強みを発揮する機会となった。

さらに、輪番ではなく立候補制であるため、当事者意識をもちながら企画・運営することにつながっている。今では、総合教育センターの指導主事だけではなく、教育長をはじめ人権教育課や保健体育課の指導主事も参画するなど、主体性を発揮する場になりつつある。【図7・8・9】



図8 オンライン研修時の様子



図9 オンライン研修時の様子

7. 今後に向けて

令和3年度の開始1カ月後の調査で、約51%の教員が「放課後ちよいスクールを知らない」と答えていた。認知度を上げ、教職員同士のネットワークづくりのために、定期的に行われる校長研修会や教頭研修会など、各研修会においても研修内容の周知と参加しやすい環境づくりをお願いしている。

ただ、中学校の教職員は部活動指導があるため、放課後の時間確保が実質難しい状態が続いている。学校によっては、部活動休業日やノー残業デーを設定していることから、現場に合わせた研修形態をさらに模索していきたい。

放課後ちよいスクールのねらいや特長が従来の研修とは違うことを伝え、多様性と柔軟性に満ちた組織風土を、放課後の学校から創出していけるように今後も取り組んでいきたい。

メタバースを活用した オンライン英語教育

～未来を見据えた新教育に取り組む～

1. はじめに

各種教育行政は、他市町村同様、教育施策大綱に基づいて展開してきましたが、教育を取り巻く環境の変化等で、従来どおりの施策だけではこの先取り残されてしまうのではと考えています。特に、

- ①時代の流れが速くなり、従来の考え方だけでは後れを取ってしまう
 - ②日本のみならず世界を舞台に活躍できる人材が必要
 - ③あわせて町に生まれたことを誇りに思えるように
 - ④経済合理性だけでなく豊かな人間性が重要
- ということが、これからの時代には必要になるものと思いついたところです。

このような考えのもと、当町教育委員会では、特に重要視して進める事業を「中泊町教育イノベーションプロジェクト」として位置づけ、強力に推進することにしました。

この「中泊町教育イノベーションプロジェクト」の1つとして、メタバースを活用したオンライン英語教育を、令和6年1月に試験的にスタートしました。

中泊町イノベーションプロジェクト

①世界—Global—	②交流—Exchange—	③誇り—Pride—
小さな町、小さな日本にこだわらず、世界で活躍できる、通用する人材を育成。教育することを目的とした事業	人と人のつながりを重視し、交流することで生まれる人的ネットワークを構築・強化することを目的とした事業	町外に出て行っても、中泊町に生まれてよかった、いざ帰ってきたい、町を誇りに思えることを目的とする事業
④未来—Future—	⑤先進—Advance—	⑥豊かさ—Well-being—
現在や過去だけを見るのではなく、未来に向けた投資を行い、将来のまちづくりの礎となる事業	既成の常識・概念や事業にとらわれず、柔軟な発想で行われる他市町村や全国に先駆けた事業	物質的な豊かさを求めるのではなく、人間・人々の豊かさと人間性を育み、人生の幸福度を高めることを目的とした事業

20年後を見据えた新教育に取り組む!

(イノベーションプロジェクト概要1)

中泊町イノベーションプロジェクト

メタバースによるオンライン英語教育は、
「中泊町イノベーションプロジェクト」の一環
あらゆる面で未来を創る人づくり事業を行っていく!

- 町長の公約「人づくり」
- 時代の流れが速くなり、従来の考え方だけでは後れを取ってしまう
- 日本のみならず世界を舞台に活躍できる人材の必要性
- 中泊町に生まれたことを誇りに思えるように
- 経済合理性だけでなく豊かな人間性をもった人材の育成



(イノベーションプロジェクト概要2)

2. 日本の英語教育の課題

文科省の各種調査結果を見ると、現在、日本の英語教育には次のような課題があると感じます。

- ①学年が上がるにつれて英語の学習意欲が低下（特に中1進級時）
 - ②自分の意見や考えを話したり書いたりすることが苦手とする生徒の割合が高い
 - ③校種間（小・中・高）の接続が十分とは言えない
 - ④言語活動の不足。特に発信能力（書く・話す）
 - ⑤英語担当教師の英語力不足
 - ⑥ALTの活用が不十分
- そこで当町では、
- 今後の子供たちが生きていく世界は日本だけに限らない
 - 多様性許容が世界の標準となる中での国際理解の促進
 - 20年後を見据え、子供の頃から世界に通用する人材育成を行う必要性
 - 国際的な人的ネットワークの形成（姉妹校提携、個

人的な交流など)

○ 「中泊町の未来を拓く人づくり」の実現

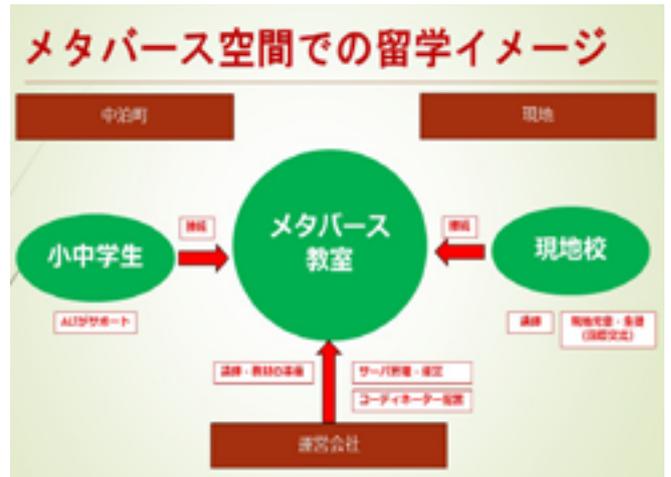
といった観点から、小学校においては、音を認識する、慣れるといった学習活動を重点に、中学校においては、聞く・話す能力の重点的な育成により、相手に対して物おじせず、意思疎通できる能力を育成することが必要と考えました。

3. 中泊町が目指す英語教育

① メタバースを活用した英語教育の概要

前述の日本の英語教育課題等をふまえ、中学校卒業までに「ネイティブスピーカーと英語でコミュニケーションができる」、「自らの意見を英語で発表できる」、「異文化を躊躇なく受け入れることができる」の3点を重点目標に設定しました。その手段として、「留学」を推奨することが近道なのは誰でも想像できますが、費用が高く、経済的格差が学力の差になってしまうことが問題です。家庭の経済力に関係なく、子供達が平等にスキルを身に付けるために、当町ではオンライン学習プラットフォーム（メタバース空間での学習）を導入し、現地と交流して「コミュニケーション（特に音声）スキ

ルの獲得」「異文化理解の促進」を目指すことにしました。



(メタバースオンライン留学概要)

その目標達成のため、オンライン英語教育運営業務を Classmate 株式会社に委託し、令和5・6年度は町内の小学校1校をパイロット校とし、3・4年生は、外国語活動の中で、5・6年生は、教育課程特例校の認定により新設した【グローバル科】において当町オリジナル教材を作成・改良しつつ、年間35時間メタバースを活用した授業を計画しております。その結果を受けて、令和7年度からは、町内全小・中学校にメタバースを活用した英語教育を広げる予定としております。

3年4年総合的な学習と外国語活動、5年6年外国語科とグローバル科のカリキュラム関連イメージ

3年	Unit 1	Unit 2	Unit 3	Unit 4	Unit 5	Unit 6	Unit 7	Unit 8	Unit 9		
総合的な学習 (国際理解 Let's Try! 使用)											
外国語活動 (メタバース英語)				ライブ		ライブ		ライブ	ライブ		
課題探求活動											
フォニックスアルファベットとルール1 (Silent e, Polite vowels 等)											
4年	Unit 1	Unit 2	Unit 3	Unit 4	Unit 5	Unit 6	Unit 7	Unit 8	Unit 9		
総合的な学習 (国際理解 Let's Try! 使用)											
外国語活動 (メタバース英語)				ライブ		ライブ		ライブ	ライブ		
課題探求活動											
フォニックスアルファベットとルール2 (Consonant Digraphs, Vowel Digraphs 等)											
5年6年	Unit 1	Unit 2	Unit 3	exp	Unit 4	Unit 5	Unit 6	exp	Unit 7	Unit 8	exp
外国語科 (教科書使用)											
グローバル科 (メタバース英語)				ライブ		ライブ		ライブ	ライブ		ライブ
フォニックスルール3・4 (Consonant Blends, Murmuring Vowels, Other Rules 等)											
1学期				2学期				3学期			
ライブツアー				exp	発展・まとめ						

(カリキュラムのイメージ図)

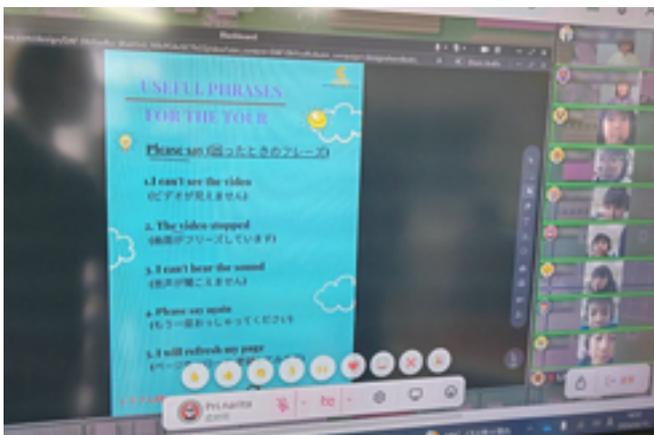
具体的な授業内容は、

- (ア) 「オンライン英会話」・・・日本語補助のあるオリジナル教材を使い、全生徒ヘッドセットを使用して、マンツーマンまたはグループで学習します。フィリピン在住の講師と会話を体験できます。



(オンライン英会話の様子)

- (イ) 「オンライン国際交流ライブスタディツアー」・・・町並み、人々の生活、異文化のライブ配信を見ながら日本との違いを英語でバーチャル体験できるプログラムです。現地の人達と実践的な英語での生きたライブコミュニケーションを行います。今年度は、年4回ライブスタディツアーを行う予定としており、どれだけ英語を自分の中に取り込むことができたかをアウトプットする機会として活用します。



(電子黒板を使用時のスタディツアー)

② 義務教育の先を見据えて

この教育を受けた子供たちが、その能力と交流経験

をもとに、留学等によってステップアップする機会を見越し、町とセント・ラ・サール大学 -USLS- (University of St. LA Salle)、Classmate 株式会社の三者で、国際教育の推進に関する連携協定を令和6年5月に締結しました。



(協定締結式)

協定内容は、

- ①メタバースによるオンライン英語教育及びその他英語教育全般に関すること
 - ②オンライン及びオフラインのハイブリッドによる留学に関すること
 - ③児童、生徒及び学生等の異文化交流に関すること
 - ④その他協働して取り組む事業全般に関すること
- となっています。

協定締結のため来日した大学の関係者は、パイロット校を見学し、「みなさんが今見ていたフィリピンの大学からやってきました」とあいさつ。生徒達の質問に答えるなど交流を深め、メタバースを活用したオンライン上でまた会うことを約束して帰国しました。



(見学時質問タイム)

協定を締結したセント・ラ・サール大学は、約13,000人の児童生徒学生が在籍し、広大な大学キャンパス内で小学部から大学部まで様々な学生と交流できます。ベテラン講師によるサポートで、ESL、ビジネス、IELTSなどの試験対策コースやアウトプット重視の課外授業があり、親子留学も受け入れています。

4. おわりに

日本は、これから人口が減っていく未来が予想されています。中泊町も、20年後には人口が現在の半分以下に予想されており、20年後、30年後の町を考えたとき、そこに住まうまちづくりの主役は、いまの小・中学生です。

そこで、町の未来のため、子供たちの将来のため、教育に力を入れようと考えました。先進的な事業によって、国際感覚を育成すれば、町に愛着を持ち、町に居ながらも世界を相手に事業を行う人材育成することができるのではないかと考えたからです。

また、フィリピンの大学との協定により、子供たちが大きく羽ばたける環境が整ったと認識しています。これを機に、世界を舞台にした交流を一層進め、お互いの国の子どもたちがより輝ける人生を送れるよう、メタバースを活用した英語教育を充実させていきたいと考えています。

20年後、30年後の町がどうなっているのか、この教育を受けた子供たちがどんな活躍をしているのか、今から楽しみです。



(フィリピンの学校へのメッセージ動画)

東京二重生活で見つけたもの

人の波、都会の鼓動。地方から来た私を待ち受けていたのは、想像をはるかに超える東京のエネルギーだった。平日は東京で文部科学省の職務に励み、週末は地方の我が家で家族と過ごす二重生活。この2ヶ月間で、私は多くの驚きと発見を経験した。

特に、満員電車では、「もうこれ以上乗車できないだろう」と思っている、さらに人が乗ってくる。ドア付近に挟まれそうになっている人を、駅員さんがまるで物のように押している光景を目の当たりにした時は、地方出身の私には衝撃的だった。

地方では車を使ってのんびりと移動できるのがリフレッシュになる。この二重生活のおかげで、東京と地方の違いを実感する日々である。

小学校教員として20年、町教育委員会の指導主事として5年の経験を経て、現在は文部科学省での1年目。教員時代は子供たちとの関わりが中心だったが、指導主事になってからは大人との関わりが増えた。この経験を通じて、様々な視点から教育を見つめ直すことができている。

今は、地方での経験が東京での業務にどのように役立つかを考えることが多い。子供たちとの関わりを通じて学んだこと、大人との関わりを通じて感じたこと、それぞれが私の中で結びつき、新たな視点を提供してくれている。新たな視点を持ち続けることで、より良い教育環境を作り上げるためのアイデアを生み出し続けることができていると思っている。

東京と地方、それぞれの生活には異なる魅力がある。都会の刺激的な環境は、私を大きく成長させてくれる。一方、地方のゆったりとした時間の流れは、心身のリフレッシュに欠かせない。これからも、この二重生活を通じて、より良い教育の実現に向けて努力していきたい。

(H.T)

